

そのネクタイよく似合ってますね！

突然の褒め言葉に驚く私。ネクタイを自分で確認。「なるほど！」と感心。少し嬉しい気分になる。下着から洋服まで、与えられたものを黙々と着る毎朝。結婚して40年。自力で服を買った記憶は無い。全部自己管理している人がある。割と楽しいらしい。私にはできない。尊敬100%。



(竹内)

財産債務明細書の見直し

確定申告書を提出する場合、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超える場合には、その年の12月31日において所有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書(財産債務明細書)を税務署長に提出しなければなりません。

この財産債務明細書について、平成27年度税制改正において、以下のような改正がされ、平成28年1月1日以後に提出すべきものから適用される予定です。

① 提出基準の見直し

イ) その年分の所得金額が2千万円超であること。

ロ) その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上または「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設」対象となる資産(有価証券など)の価額が1億円以上であること。

イ) かつ ロ) の条件を満たしている場合は、翌年の確定申告書の提出期限までに「財産債務調書」を提出しなければなりません。

② 記載事項の見直し

現行の「財産の種類、数量及び価額」の記載に加え、「財産の所在」・「有価証券の銘柄等」も記載することになります。

③ 加算税の加減算によるインセンティブ措置の導入

所得税・相続税の申告漏れがあった場合、

ア) 財産債務調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を5%軽減する(所得税・相続税)

イ) 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少(無)申告加算税を5%加重する(所得税)

提出基準の条件が追加されたことから、提出しなければならない件数は大幅に減少することが予想される一方、不提出や虚偽記載に係るインセンティブ措置がなされたことから、記載内容には十分注意する必要があります。

(大寺)

4月の税務

- | | |
|---|--|
| 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に届出 | 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…4月30日 |
| 2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…4月30日(道府県及び市町村) | 9 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…4月30日 |
| 3 軽自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日 | 10 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…4月30日 |
| 4 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日 | 11 消費税の年税額が4800万円超の1月、2月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…4月30日 |
| 5 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日 | 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間 |
| 6 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…4月30日 | 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等 |
| 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…4月30日 | |



①協会けんぽ保険料率変更のお知らせ

平成27年4月分(5月納付分)から協会けんぽの健康保険・介護保険料率が変更になります。

保険料	平成27年4月分から		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
健康保険料	5.05%	5.05%	10.10%
介護保険料 (40歳～64歳の方)	0.79%	0.79%	1.58%
厚生年金保険料 (平成27年8月分まで)	8.737%	8.737%	17.474%

②雇用保険料率のお知らせ

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度と変わらず次のとおりです。

事業の種類	平成27年度		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

③労災保険率のお知らせ

平成27年4月1日から労災保険率等の一部改定が行われます。業種により異なります。詳細は、労働保険の年度更新の際にご確認ください。

(徳永)



建設係 ～ 建設業許可を受けるための5大要件 ～

建設業許可を受けるためには、次の項目に掲げる5大要件を備えている必要があります。

- ①経営業務の管理責任者がいること。
- ②専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- ③請負契約に関して誠実性を有していること。
- ④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- ⑤欠格要件等に該当しないこと。

①経営業務管理責任者とは？

法人の場合は常勤の役員、個人の場合は事業主本人または登記された支配人で下記のいずれかの条件に該当することが必要となります。

《条件》	《事例》
1. 許可を受ける業種について、5年以上の法人役員の経験又は個人事業主等の経験があること。	「建築一式工事」の許可を受ける場合 ▶ハウスメーカーである(株)何某住建で取締役としての経験が5年以上ある⇒○
2. 許可を受ける業種以外の業種について、7年以上の法人役員の経験又は個人事業主等の経験があること。	「造園工事業」の許可を受ける場合 ▶「石工事業」に関して7年以上の法人の役員経験を有している⇒○
3. 許可を受ける業種について、7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務を補佐した経験を有すること。	「電気工事業」の許可を受ける場合 ▶何某電設(株)で営業部長としての経験が7年以上ある⇒○ ▶何某電機商会(株)の監査役としての経験が7年以上ある⇒× ※監査役は役員に含まれない。

今回は、②の解説をします。

(天羽)

資産税係 ～ 平成27年度税制改正大綱について③ ～

祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する一括贈与に係る非課税措置が創設される予定です。この制度の概要は以下の通りです。

受贈者	20歳以上50歳未満	贈与者	直系尊属(受贈者の親・祖父母)
金銭等の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座	金銭等の使用目的	受贈者の結婚・子育て資金
非課税限度額	受贈者1人毎に1,000万円。結婚関係の支出分は300万円まで。		
結婚・子育て資金	挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費		
拠出期限	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の拠出		
申告方法	受贈者がこの非課税措置の適用に係る申告書を金融機関に提出(金融機関が納税地の所轄税務署長に提出)		
拠出の確認	受贈者が結婚・子育て資金用の支出を証する書類を金融機関に提出		
口座に係る契約終了	(1)受贈者が50歳に達した場合、(2)受贈者が死亡した場合、(3)信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき		
契約終了時の残額	使い残しがある場合は、その使い残しについて贈与税課税。(受贈者死亡の場合は贈与税非課税)		
贈与者の死亡	口座に係る契約途中に贈与者が死亡した場合、金銭等の拠出額から結婚・子育て資金の支出額を控除した残額について相続財産に加算(2割加算については対象外)		

(坂田)

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月~3月分>(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 預金管理状況報告(労働基準監督署)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)



医療係 ~ 医療機関からの紹介状作成料の医療費控除の取扱いについて ~

東京国税局は、病院のいわゆる“紹介状”の作成に係る文書料に関する事前照会について、本件文書料は所得税の医療費控除の対象になると回答しました。

<前提条件>

1. A病院の救急外来において応急処置を受けたが、A病院の医師との相談の上、その後の治療を近隣のB病院で受けることとした。
2. B病院で受診するに当たって、A病院から紹介状の交付を受け、その発行に係る文書料の支払いをした。

<医療費控除の対象となる理由>

1. 本件紹介状は、その後の診療をB病院で継続して適切に受けられることができるよう作成されたものであり、B病院による診療を受けるために直接必要な費用と考えられること。
2. 本件紹介状のような診療情報提供書による病院同士の連携は、病院で通常行われる行為であり、その作成費用は、B病院での診療にあたって通常必要なものと考えられること。
3. 本件文書料は、診療情報提供料(健康保険の適用の対象)に該当するものであり、「保険医療機関が、診療に基づき、別の保険機関での診療の必要を認めた上で、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定」されるものであることから、医師等による診療等の対価として通常必要なものであり、一般に支出される水準を著しく超えない部分の金額と考えられること。

今回の事例では健康保険が適用される紹介状作成料は、紹介先病院での治療に必要な費用として医療費控除の対象になると判断されました。ただし保険会社などに給付金の請求等のために発行されたものは医師等の診療又は治療の対価には該当しないため、今まで同様認められません。

窓口にて紹介状作成料を支払う方には、領収書が医療費控除で使用できることを伝えてあげてみてはいかがでしょうか？

(後藤)

リスマネ委員会 ~ 中退共について ~

中退共とは、【中小企業退職金共済制度】のことで、中小企業の従業員のために作られた退職金制度です。具体的には、以下のような制度となります。

1. 会社と中退共が共済契約を結ぶ
2. 会社は毎月掛け金を中退共に支払う
(掛け金は従業員一人あたり5,000円~30,000円、パートタイマー向けに2,000円からの特例掛け金もあります)
3. 従業員は会社を退職するときに中退共に退職金を請求する
4. 中退共は請求に基づいて退職金を支払う

中退共の特徴として、掛け金は会社が支払う一方で退職金は従業員に直接支払われるという点があります。会社には支払った掛け金に応じた収入は一切ありませんので、掛け金は掛け捨てということになります。

中退共のメリット、デメリットは次の通りです。

【メリット】

- 支払った掛け金は税務上全額損金となるので、一般的には節税対策として有効
- 会社は掛け金を支払うだけで、請求の手続きは中退共と従業員が直接やり取りをするため手間がかからない
- 中退共は国(厚生労働省)の制度であるため信頼性が高い

【デメリット】

- 短期間で辞めるともらえる金額が少なくなる(払い込みが1年未満の場合にはもらえない)
- 掛け金を一度決めると、減少させることが難しい(従業員本人の同意が必要)
- 従業員に対する退職金を減額する必要がある場合(懲戒解雇など)でも、これを減額することが難しく、減額できたとしても会社に掛け金は戻らない

上記のようなメリット、デメリットを踏まえたうえで、従業員の福利厚生や節税対策として、中退共の利用をご検討してみてはいかがでしょうか。

(リスマネ委員会)

長らく続いていたキャッシュ・フロー計算書の解説も今回で最後となります。
今回は、キャッシュ・フロー計算書を簡単に読む手法を解説していきます。

キャッシュ・フロー計算書の簡単な読み方のポイントとして、以下が挙げられます。

- ① 各段階キャッシュ・フローがプラスなのかマイナスなのか
- ② 現預金の増減は最終的にプラスなのかマイナスなのか
- ③ 営業キャッシュ・フローと投資、財務キャッシュ・フローのバランスはどうか

ポイントで重要なのは、金額そのものをあまり考慮しないという点です。もちろん、詳細な分析では金額が重要なのですが、会社のキャッシュ・フローの状況を簡単に把握するためには、金額よりも現預金が増えているのか減っているのかを押さえたほうが分かりやすいと思われます。

例えば、右のようなキャッシュ・フローのパターンで考えてみましょう。

1の会社は、本業で稼いだお金を設備などへの投資と借金の返済に充てて、なおお金が増えており、資金繰りに問題がない状態と言えます。

2の会社は、1の会社に近いのですが、借入をした結果現金が増えている可能性もあるため、ポイント③の各キャッシュ・フローのバランスが問題となるでしょう。

3の会社は、本業でお金を稼げず、資産の売却や借入をしてもお金が減っており、資金繰りが懸念される会社と言えるでしょう。

4の会社は、借入をしたうえで設備などへの投資に充てています。市場が成長基調にあれば考えられる選択となるでしょうが、合計で現預金は減少しており、過剰投資となっていないかどうかどうかが慎重に見極める必要があります。

キャッシュ・フロー計算書をうまく使って、経営判断のヒントを得てみてはいかがでしょうか。

(孝志洋)

No.	営業CF	投資CF	財務CF	合計CF
1	+	-	-	+
2	+	-	+	+
3	-	+	+	-
4	+	-	+	-

* * * * * 研修会を開催しました!! * * * * *

<講師の紹介>

- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 竹内洋一
- ・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内政代
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺健司



<研修会の様子>

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心より
お待ちしております。



当事務所では、SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは！」という情報がありましたら、「いいね！」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしく願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 株さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL : 088-625-2556
 FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。